

大谷吉継の家臣とその編成

外 岡 慎 一 郎

はじめに

慶長五年（一六〇〇）の関ヶ原合戦で敗北、廃絶した大名家の家臣団編成についてはほとんど知られていない。家臣たちの実情を知る史料も多くはなく、とくに関ヶ原合戦を生き抜いた諸大名家が江戸時代に編んだ給人帳に相当する史料がのこらない、あるいはそもそもつくられていないという事情によると考えられる。

しかし、関ヶ原合戦で敗北し廃絶した大名である大谷吉継の場合は若干事情が異なる。後掲表1に示すように、これまで九三人の家臣を文書、古記録、軍記類から検出している。村付けや給人への知行充行を示した領知目録が存在すること、領国支配にかかり吉継あるいは家臣の署判で

発給された文書が多数のことされていること、そして軍記類からも多数の家臣を検出することができること、これらの好条件が吉継の場合そろっていることが、九三という結果を生んだといえる。

本稿の目的は、大谷吉継の家臣団編成の概要を示し、その成立にかかる歴史的経緯と家臣団の構造分析をおこなうことにある。

ただ、今後の叙述をご理解いただくために、まずは簡単に大谷吉継の経歴を紹介しておこう。

大谷吉継は永禄八年（一五六五）の生まれ。天正六年（一五七八）、羽柴秀吉の指示のもと美作の国衆草刈氏調略のため織田信長の朱印状を携えて美作入りしたことを示す史料があり、これが吉継の史料上の初見となっている。天正

六年に吉継は一四歳であり、史料の表記も元服前の「大谷慶松」となっている。

出自については諸説あるが、母親が秀吉正室（おね、北政所）に近侍して「東殿」などと呼ばれた女房であることが判明している。筆者は青蓮院坊官大谷家に吉継の出自を求め、幼少のうちに父と離れ、母とともに秀吉の庇護を受けたと推測しているが、なお課題をのこしている^①。

次に、大谷吉継が秀吉から給分を得ていたことが確認できる初見史料は、天正一一年（一五八三）八月朔日付豊臣秀吉判物（知行目録）である。津田小八郎に播磨国内で都合二千石の知行をあたえる内容であるが、目録中に「一、貳百石 大谷紀介分 こしへ（越部）下庄」とある。津田の知行のうちに吉継への給分（豊臣蔵入地か）が設定されていたと理解することができる。天正一一年は、吉継の署判文書がはじめて確認される年でもある。吉継一九歳、自立の年であったことは疑いない。

次に、吉継が名実ともに城持大名になるのは天正一七年（一五八九）。病死した蜂屋頼隆の後をうけて越前国敦賀（二万石）を任されることになった。そしてその後、翌一八年五月以前に越前国内で加増を受け、都合約五万石の領知を

得た。^③

本稿では、いま紹介した吉継の経歴を重要な前提としながら、おそらくは武家としての歴史を一代で閉じた大谷吉継の家臣団がいつ、どのように形成されてきたのかをまずは探究していく。秀吉のもとで成長し大名に成り上がった他の豊臣大名の場合を推考する素材となろう。

また、吉継は秀吉側近としての役割に加えて領国支配を担当するようになった。本稿では上方（京・伏見・大坂）に居を置きながら領国支配にも注力した豊臣大名の一例として、吉継の家臣団の構造も考えていくことになる。家臣団形成過程の議論とともに、今後の豊臣大名研究に資することになればと考える。

一、大谷吉継家臣の検出と問題の所在

これまでに収集した大谷吉継の家臣とその典拠史料を表1として一覧にした。一般的な読み方で五十音順とし、典拠史料を「目録」「その他の文書・記録」「軍記類」に分類してある。

「目録」とは、大谷吉継が天正一八年（一五九〇）に越

前国内（おもに現在の越前市・南越前町の領域）に増加された知行分について、慶長三年（一五九八）検地後の増分を加えて同年九月に作成された「越前国府中郡在々高目録」をいう。⁴ ここには村付と村高、年貢名目、年貢高（先高・出分）などが示されるとともに、「御給人衆御知行」として吉継家臣への給分（石高）が載せられている。五五人の吉継家臣の名とともに格付けを知る史料といえる。

「その他の文書・記録」（以下、「文書」と略記）は、吉継の領国支配や上方での活動、兵事にかかり、文書・記録にあらわれる家臣を摘出し掲載したことを示す分類項目で、二九人検出されている。それぞれに文書名・史料名などを記した。「目録」とは異なり、ここにみえる家臣については、吉継のもとで何をしていたか、その働きがわかるところに期待できる。

「軍記類」については、関ヶ原合戦に取材した軍記類のうち、『慶長見聞書』『慶長軍記』『関原軍記大成』の三書を典拠とした。⁶ 戦場で奮闘し（戦死し）た家臣名を列記している記事がそれぞれにあり、家臣名（表記）、人数等にわずかな異同がある。いわゆる二次史料という扱いではあるが、「目録」「文書」から検出された家臣と氏名が合致、

あるいは近似するものも少なくない。

まずは表1から基本情報を抽出し論点を確認しておく。

まず、検出事例九三人に対し、「目録」では五五人しか確認できない。ただ、「目録」は「府中郡」にかかる給分を得た家臣の名簿として読めるから、吉継の家臣として敦賀二万石のうちですでに給分を得ていたが、「府中郡」にかかる給分加増はなかった家臣たちは「目録」には現れないことになる。また、慶長三年以降に仕官した者たちがあっても「目録」には現れない。

ちなみに、「目録」「文書」「軍記類」すべてに現れるのは37下河原宗右衛門尉。特異な存在といえる。

「目録」「文書」に現れるのは八人（4・44・49・57・58・87・89・90）。「文書」で、敦賀領知等にかかる実績が確認できる家臣は二九人であるから、「文書」に現れる家臣の大半は「府中郡」にかかる給分を得ていないことになる。

以上の諸点は、おそらく吉継家臣団の形成過程にかかる重要な情報で、「目録」から推察される家臣の格付けの問題と合わせ、本稿の論点の第一としたい。

次に、「軍記類」の列に目を転じる。二九人確認されて

表1 大谷吉継の家臣一覧

	大谷吉継家臣	文 書 ・ 古 記 録 類		軍 記 類 K 慶長見聞書 G 慶長軍記 T 関原軍記大成
		目録 石/斗升合	その他の文書・古記録 文書名(内容)(→充所/史料名)	
1	朝倉権内			T 朝倉権内
2	天野弥左衛門尉	448/920		
3	意栢軒元朝 (四手井意栢)		天正21(マ) /5/14 大谷吉継判物 (敦賀津浜町立替) (→はちや右京進、佐久間与左衛門政長、 意栢軒(元朝)、宗策/道川文書) 文禄3/10/20 佐久間与右衛門政長下代彦右 衛門・中川□□□□代武右衛門・四手井 意栢下代左次右衛門連署状 (年貢塩・御召塩皆済) (→江良浦惣中/刀根春次郎文書) 年未詳/3/1 佐久間与右衛門政長・意栢軒 元朝連署状(山林伐採禁止) (→たのうら百姓中/秦実文書)	
4	井口六左衛門尉	879/542	(慶長) /8/8 大谷吉継書状(米差配)(→高橋 次郎兵衛・井口六左衛門/道川文書)	
5	池源喜兵衛	199/979		
6	池澤小七郎			K 池澤小七郎 GT 池澤七郎兄弟
7	石寺五郎右衛門尉	250/089		
8	伊吹藤右衛門尉		慶長4/3/18 若代彦左衛門尉・伊吹藤右衛 門尉連署状(魚販売相論調停) (→河舟座・川野屋座/道川文書)	
9	岩根伝五	150/700		K 岩根伝五郎(木の芽固)
10	上野某			KGT 上野
11	梅野久次	150/000		
12	大江三右衛門元勝		天正18/4/14 下岡勘四郎吉長・大江三右衛 門元勝連署状(塩木山相論調停) (→西浦百姓中/秦実文書)	
13	大田文大夫	300/014		
14	大津八郎右衛門尉	400/000		
15	岡田某			KGT 岡田
16	奥田半右衛門尉	150/000		
17	小河平四郎	200/084		
18	押角右衛門尉	200/000		
19	樫田理右衛門		天正18/11/10 太刀・脇差等受取状 (→(色部内)小島兵(与三)左衛門尉・ 村山監物・山上縫殿介/色部文書)	
20	柏原新四郎	150/000		
21	加藤又八	199/979		

22	河上半左衛門尉		慶長2/2/一江良浦刀祢・右近年貢米請狀 (→河上半左衛門尉/刀祢春次郎文書) 慶長2/2/一江良浦刀祢・右近年貢米請狀 案 (→河上半左衛門尉・寺田久左衛門/刀祢 春次郎文書) 慶長2/2/一江良浦村高指出 (→河上半左衛門尉/刀祢春次郎文書) 慶長2/3/8寺田久左衛門・河上半左衛門尉 連署狀(塩手米賦課) (→手浦惣中/秦実文書)	
23	河崎十大夫	530/000		
24	河本与十郎	150/000		
25	閑斎		文禄2/1/18大谷吉繼書狀(幸州山城合戦) (→毛利元康/厚狭毛利家文書)	K 閑才堅者 G 閑斎堅者
26	沓見某			KT 沓見 G 水田見
27	桑島左近		文禄3/3/28熊谷半次書狀(→島津義弘、 「大刑内桑島左近」との文言あり/島 津家文書)	
28	小林忠右衛門尉	149/900		
29	佐久間助右衛門尉	150/000		KGT 佐久間勘右衛門
30	佐久間与右衛門		天正18/4/29宗策・佐与右政長・蜂右京隆 長連署狀(山論調停中立入禁止) (→手浦惣中/秦実文書) 天正21/5/14大谷吉繼判物(→はちや右京 進、佐久間与左衛門政長、意栢軒(元朝)、 宗策/道川文書) 文禄3/10/20佐久間与右衛門政長下代彦右 衛門・中川□□□□代武右衛門・四手井 意栢下代左次右衛門連署狀 (年貢塩・御召塩皆済) (→江良浦惣中/刀根春次郎文書) 年未詳/3/1佐久間与右衛門政長・意栢軒 元朝連署狀(山林伐採禁止) (→たのうら百姓中/秦実文書)	
31	佐久与吉	198/755		
32	佐藤小安右衛門尉	1000/000		
33	嶋喜四郎	299/970		
34	嶋左京	100/000		K 嶋左京亮(「大学手」)
35	清水久兵へ	399/930		
36	下岡勘四郎吉長		天正18/4/14下岡勘四郎吉長・大江三右衛 門元勝連署狀(塩木山相論調停) (→西浦百姓中/秦実文書)	
37	下河原宗右衛門尉	3107/994	天正19/6/28大谷吉繼判物案(地子免除) (→下河原宗右衛門尉/西方寺文書)	K 下河原宗右衛門 G 下河原宗右衛門尉 T 下河原総左衛門尉
38	下河原平右衛門尉	500/070		

39	宗策		天正18/4/29宗策・佐与右政長・蜂右京隆 長連署状(山論調停中立入禁止) (→手浦惣中/秦実文書) 天正21/5/14大谷吉継判物 (→はちや右京進・佐久間与左衛門政長、 意栢軒(元朝)、宗策/道川文書)	
40	新城新左衛門尉	699/542		
41	瀬川又市			T 瀬川又市
42	関宗印	200/000		
43	高橋二郎右衛門尉		年未詳/9/21大谷吉継書状(菓子昆布受取) (→高橋二郎右衛門尉/道川文書)	
44	高橋次郎兵衛	1119/950	(慶長)/8/8大谷吉継書状(米差配)(→ 高橋次郎兵衛・井口六左衛門/道川文書)	
45	高橋七左衛門尉	130/000		
46	瀧川彦兵衛			T 瀧川彦兵衛
47	田辺某			KGT 田辺
48	谷ノ武介	200/000		
49	寺田久左衛門尉	362/180	慶長2/2/一江良浦塩年貢請状案 (→河上半左衛門尉・寺田久左衛門/刀祢 春次郎文書) 慶長2/3/8寺田久左衛門・河上半左衛門尉 連署状(塩手米賦課) (→手浦惣中・秦実文書)	
50	中川某		文禄3/10/20佐久間与右衛門政長下代彦右 衛門・中川□□□□代武右衛門・四手井 意栢下代左次右衛門連署状 (年貢塩・御召塩皆済) (→江良浦惣中/刀根春次郎文書)	
51	中小路弥一郎一元		(天正20)8/29中少路一元書状(吉継京より 朝鮮に出陣、「大谷刑部内」「高麗々」) (→はかた宗老(神谷宗湛)/小早川家文書)	KGT 中小路
52	中嶋弥五郎		天正18/11/10太刀・脇差等受取状 (→(色部内)小島兵(与三)左衛門尉・ 村山監物・山上縫殿介/色部文書)	
53	中津海新介	200/000		
54	成田勝左衛門尉	200/000		
55	橋本久八郎			K 橋本久八郎(大学手)
56	蜂屋市兵衛	2212/419		
57	蜂屋又兵衛(近勝)	2150/260	天正13/⑧/21蜂屋頼隆書状(荷物舟積規則) (→又兵衛・稲壁・舟道中/道川文書) 天正15/12/17たかの(高野)村彦太郎田地 去状(→又兵衛殿様・いなかべ殿(隆長) 様/新善光寺文書) 天正16/5/7蜂屋隆長書状 (→僧主中/常宮神社文書) 天正17/10/9蜂屋右京進隆長・同又兵衛近 勝連署書状(蜂屋頼隆弔問札)(→高室院/ 高野山高室院文書)	

58	蜂屋右京進(隆長)	759/999	天正 13/⑧/21 蜂屋頼隆書状(荷物舟積規則) (→又兵衛・稲壁(隆長)・舟道中/道川文書) 天正 15/12/17 たかの(高野)村彦太郎田地 去状(→又兵衛殿様・いなかへ殿様/新 善光寺文書) 天正 15/12/18 (稲壁) 隆長書状(高野村年貢 納方)(→井川よししかた/新善光寺文書) 天正 16/5/7 蜂屋隆長書状(京都普請入用に つき山林保護)(→常宮僧主衆中/常宮神 社文書) 天正 17/10/9 蜂屋右京進隆長・同又兵衛近 勝連署書状(蜂屋頼隆弔問札)(→高室院/ 高野山高室院文書) 天正 18/4/29 宗策・佐与右政長・蜂右京隆 長連署状(山論調停中立入禁止) (→手浦惣中/秦実文書) 天正 21/5/14 大谷吉継判物(→はちや右京 進・佐久間与左衛門政長・意栢軒(元朝)、 宗策/道川文書) 慶長 5/8/2 大谷吉継判物(軍需につき米渡 し)(→はちや右京進/道川文書)	
59	服部甚太郎	150/000		
60	林作蔵	150/000		
61	林伝太郎	150/000		
62	日置某			K 日置(七里半固)
63	疋田覚左衛門			KG 疋田覚左衛門 (K 大学手)
64	疋田某			K 疋田(七里半固)
65	日祢野久介	200/000		
66	平子清右衛門			K 平子清右衛門 GT 平子清兵衛
67	広野与三右衛門尉	169/674		
68	藤野角左衛門吉久		天正 18/10/20 仙北大森郷年貢納状 (→色部長実/色部文書)	K 藤堂 GT 藤野
69	古川太郎衛門尉	599/981		K 古川太郎大夫 GT 古川太郎兵衛
70	前嶋四郎左衛門尉	150/000		
71	牧三左衛門尉	399/970		KGT 牧村三左衛門
72	松原孫右衛門尉	550/000		
73	松原弥右衛門尉	200/000		
74	馬淵加右衛門尉	499/995		
75	三浦喜太夫			T 三浦喜太夫
76	三毛弥二郎	250/000		
77	三屋理介	100/600		
78	水野仁右衛門			T 水野仁右衛門
79	村来小三郎			K 村来小三郎 GT 村木小三郎
80	森勝兵へ	401/266		
81	森兵右衛門尉	250/000		

82	森七九郎			KGT 森七九郎
83	山下作右衛門尉	300/000		
84	湯浅五助			K 岩田五助 GT 湯浅五助
85	融盛(三位)		(慶長2)2/29三位(融)盛書状(諸公事免除御判遣わす)(→高□、奥富文書) (慶長2)3/6刑部少輔内三位融盛書状(越後屋諸役・諸公事免許)(→敦賀米屋中/奥富文書) (慶長以前)/12/24刑部少輔内之徒融盛書状(歳暮綿札)(→西福寺西堂/西福寺文書) (慶長)/極/25大谷吉継書状(なまこ受取札)(→川舟兵三郎、「三住(位)かたゝ可申」/道川文書)	
86	吉田久左衛門尉		文禄2/7/22豊田家奉行家中連署状(越後石高改につき)(→刈羽郡之内北条寺社中/五十嵐文書)	
87	吉田半兵衛	150/000	慶長3/12/11若代彦左衛門尉・吉田半兵衛連署状(關所屋敷買取代金受取)(→川舟三郎左衛門尉/道川文書)	
88	吉田伝三郎		慶長3/一一江良浦惣中申状(江良浦右近非法条々)(→若代彦左衛門尉、吉田伝三郎/刀祢春次郎文書)	
89	若代彦左衛門尉	200/000	慶長3/一一江良浦惣中申状(江良浦右近非法条々)(→若代彦左衛門尉、吉田伝三郎/刀祢春次郎文書) 慶長3/12/11若代彦左衛門尉・吉田半兵衛連署状(關所屋敷買取代金受取)(→川舟三郎左衛門尉/道川文書) 慶長4/3/18若代彦左衛門尉・伊吹藤右衛門尉連署状(魚販売相論調停)(→河舟座・川野屋座、道川文書)	
90	若林五左衛門尉	514/077	(慶長3)6/29大谷吉継書状(署預札、「尚五左衛門可申」との文言あり)(→西福寺長門、/西福寺文書) (慶長4)8/15(若林)五左衛門書状(諸役免許、吉継判物添状)(→高嶋屋伝右衛門/小宮山文書) 慶長4/11/22西笑承兌大谷宅に來訪、使者(鹿苑日録) 慶長4/12/3大谷使者「若林」(鹿苑日録)(年未詳)/9/8□□(若林)五左衛門書状(北國往還法度)(→欠、田中葉文書) (慶長)/6/28大谷吉継書状(盆鯖札、「猶五左衛門可申」との文言あり)(→高嶋や伝右衛門/小宮山文書)	
91	若林八兵衛	199/995		KG 若林八兵衛 T 若村八兵衛
92	引鹽傳右衛門		文禄2/5名護屋へ明使謝用梓・徐一貫來る、使節御用承り添奉行増田・石田・大谷・小西、大谷家臣引鹽・小岩(松浦古事記、松浦叢書)	
93	小岩内膳			

いる。「目録」「文書」「軍記類」すべてに現れる37を除き、「軍記類」「目録」に現れるのは六人（9・29・34・69・71・91）、「軍記類」「文書」に現れるのは三人（25・51・68）である。「軍記類」の情報が「目録」「文書」と連接することは重要な発見であるが、のこる一九人は「軍記類」にしかみえない家臣となる。慶長三年九月以降に仕官した者たちがあっても「目録」には現れないという認識と合わせ、第二の論点としたい。

そして第三の論点は、「目録」にしか現れない家臣三九人をおこなったという想定は一応成立するかもしれないが、敦賀領知から関ヶ原合戦に至る時間軸に彼らをどのよう位置づけ、評価していくのか、考えておかなければならない。

以下、各論点に関する私見を述べていきたい。

二、家臣団の構成

1 家臣団の形成過程

まずは第一の論点について考えていく。

大谷吉継が敦賀に初入りしたのは天正一十七年一二月のことである。ただ、上方では吉継の早々の帰還を求めているよう^⑧で、敦賀滞在は短期間であったと想像される。そして、翌一八年四月には小田原陣（北条氏攻略）、さらには奥羽仕置（奥羽地方の知行割）に従事することになる。奥羽から上方に戻るの同一九年九月のことである。

「文書」にみえる家臣のなかで、吉継が上方（および敦賀）を不在とした天正一八年三月から同一九年九月の期間に実績を有するのは、^⑨12大江元勝、30佐久間政長、37下河原宗右衛門尉、39宗策、36下岡吉長、52中嶋弥五郎、58蜂屋隆長の七人である。

しかし、「文書」にみえて「目録」にみえない家臣について、前述のように、吉継の家臣として敦賀二万石のうちですでに給分を得ていたが、「府中郡」にかかる給分加増はなかった者たちと理解するなら、3意栢軒元朝（四手井意栢）、8伊吹藤右衛門尉、19檉田理右衛門、22河上半左衛門尉、25閑斎、27桑島左近、43高橋二郎右衛門尉、50中川某、51中小路一元、68藤島吉久、85融盛、86吉田久左衛門尉、88吉田伝三郎、92引鹽傳右衛門、93小岩内膳の一五人がこれに加わることになる。^⑩

まずは吉継が敦賀領知の初期段階でかかえた家臣はこれら二人を中核とした人数であったと考えておきたい。

次に、天正一八年の加増である。吉継にとつては小田原陣が城持大名になって初めての外征出陣である。豊臣秀吉は、小田原陣・奥州仕置、さらには朝鮮出兵まで見越して、吉継の軍役負担を賄うために加増し、奥羽仕置や朝鮮出兵において重責を課した。¹¹ 第三の論点にもかかわることであるが、「目録」にしかみえない家臣たちのなかには、この加増の機に新規に吉継家臣となった者が多く含まれていると推測される。

以上、吉継家臣団の形成過程ということでは、まず初期段階の家臣団構築があり、これに天正一八年の加増を機に増員が図られたと考えておきたい。

ただ、もう一点。初期段階の家臣団編成についておこななければならないことがある。そもそも初期段階の家臣たちはどこから来たのかという問題である。

具体的事例に即して示しておく。

2 蜂屋氏の場合

57蜂屋又兵衛近勝と58蜂屋右京進隆長は、蜂屋頼隆のも

とで敦賀領知にかかわった実績を「文書」で確認できる。頼隆が没したのは九月のことであるが、翌一〇月には近勝・隆長連署で高野山高室院からの弔問に対する礼状を認めている。¹²

【史料1】

出羽守不慮出来付而、遠路為御弔、御使僧御上候、御懇志之儀候、将亦、御香錢雖御上候、惣別無御取候間、返進申候、従後室御返事可被申入候へ共、御取乱候間、従兩人相意得可申入之旨候、爰元御取静候者、重而可被仰之由候、恐々謹言、

十月九日

蜂屋右京進

隆長（花押）

同 又兵衛

近勝（花押）

高室院

御報

頼隆（「出羽守」）の突然の死去にあたり、遠路高野山から使僧を遣わされ、弔問を受けたことに謝辞を述べ、「御

香錢」(香奠)についてはすべて遠慮しているので使僧に返したこと、本来なら「後室」(頼隆妻)から礼状(「御返事」)を差し上げるべきところ、悲しみ深く、また後事に追われているので(「御取乱」)、「兩人」(近勝・隆長)からよろしく伝えてほしい、こちらが落ち着いたら改めて(「後室」より)御返事申し上げるとの内容である。

一族であり、またそれゆえに彼らが頼隆に近侍していたことがよくわかる書状である。

近勝はその後、表1「文書」列で実績を確認できなくなるが、「目録」にはみえるので、吉継家臣としての経歴は慶長三年まで伸ばすことができる。一方隆長は、天正一八年(一五九〇)卯月(四月)廿九日付宗策・佐久間政長・蜂屋隆長連署状が吉継家臣としての実績を示す初見で、慶長五年(一六〇〇)八月二日付書状で、吉継から「河舟三郎」(敦賀の廻船商人、道川氏)に米を渡すよう命じられているのが史料上の終見となる。¹³吉継の敦賀領知を全期間にわたって支えた家臣といえよう。

なお、56蜂屋市兵衛については、関ヶ原合戦の折には敦賀城代であったと記す史料がある。¹⁴蜂屋氏は頼隆の死後吉継に仕え、それぞれに敦賀に在って吉継の敦賀領知を支え

た一族といえそうである。

吉継が敦賀領知の初期段階でかかえた家臣のなかには、蜂屋氏のように前任の蜂谷頼隆の旧臣が含まれていたことを認識すべきであろう。

3 下河原氏の場合

37下河原宗右衛門尉は、「目録」「文書」「軍記類」で確認できる唯一の家臣である。「文書」で確認できる実績は後掲文書の一件であるが、おそらくは隆長と同様に、吉継の敦賀領知を全期間にわたって支えた家臣で、関ヶ原合戦で戦死したと伝えられている。

下河原宗右衛門尉の素性について考える素材はいくつかある。

まず、室町時代近江・出雲等の守護であった京極政経の「年寄」、「被官衆」に下河原氏がある。¹⁵さらに、養父政経の後を継いだ高瀬の家臣に下河原宗左衛門尉があり、寛正六年(一四六五)八月、「今出川殿(足利義視)御祝儀」に高瀬が法鉢(前年に出家、道善)のまま参上してよいかを尋ねる使者となっている。¹⁶

また、『下間氏系図』(本願寺坊官下間氏の系図)に、丹

後法橋玄英の室として「下川原五郎右兵衛尉女」(頼善母)、玄英子息頼永室に「下河原周防守女」(頼定母)、同じく玄英子息慶秀室に「下川原宗左衛門尉盛房女」(照賢母)とあり、照賢は永正三年(一五〇六)八月六日に加賀から乱入した折に越前九頭竜川辺で討死したとある。越前朝倉貞景と加賀一向一揆の戦争で、照賢が討死したという八月に貞景は吉崎御坊を破却している。

いずれにしても本願寺坊官下間氏と京極家臣下河原氏が親しい関係にあったことは疑いない。¹⁸⁾しかも、吉継の妹は下間頼亮(頼廉子息、興正寺坊官)の室である。¹⁹⁾筆者は吉継の出自を青蓮院周辺に求めているが、青蓮院と本願寺は歴史的に近しい関係にもある(親鸞は青蓮院で得度、ほか)。

管見の限りながら、下河原氏が京極氏関係史料にあらわれるのは、天文三年(一五三四)八月に近江浅井亮政が京極氏当主父子を小谷城に招き饗応した時の記録に、「御座敷」に着座した「下河原宗泰府(ママ、衛門尉?)」が最終である。²⁰⁾

浅井氏が滅び、京極氏の家臣たちにもさまざまな末路があったと考えられるが、室町時代以来、宗右(左)衛門尉を名乗ってきた下河原氏の末裔が、本願寺や青蓮院との縁

故を頼り、あるいは旧浅井家臣が秀吉の家臣に転身していく流れのなかで、吉継のもとにたどり着いたのであれば、実に興味深い。

【史料2】

敦賀御影堂為扶持、八貫六百文、毎年無相違可相渡者也、

天正十九年六月廿八日

大谷刑部少輔 在判

下河原宗右衛門尉

右の文書は、大谷吉継が「敦賀御影堂」に対して毎年八貫六百文の地子を免除する内容の判物(写)である。日付の時点で吉継は奥羽にあったから、下河原はこれを敦賀で実行する任務をあたえられたことになる。

文書に違和感はある。原本が失われ、現状では『敦賀郡誌』(敦賀郡役所、一九一五年)に拠らざるを得ない前提ではあるが、大谷と下河原の連署という理解を排除した場合、充所が不自然である。充所の書き出しの高さに疑義があり、「殿」などの敬称も付されていない。しかし、原本が失われ、その他の信頼すべき写本等で確認できない以上、貴重な吉継家臣関係史料として「文書」に収録した。²¹⁾

この一点の史料のみで判断するのは早計の感もあるが、下河原もまた蜂屋氏と同様、原則敦賀に在って吉継の敦賀領知を支えた家臣の一人として認識しておきたい。

もう一点、この下河原宗右衛門尉のように、主家の滅亡、没落を理由に再仕官の途をもとめた結果、吉継のもとにたどり着いた者たちがあつたこともここで認識しておくべきであろう。

表1には38下河原平右衛門尉の名もみえる。宗右衛門尉の親族と考えられるが、「目録」のみにみえる家臣の一人でもある。宗右衛門尉とともに仕官したとすれば、これも第三の論点にかかわることながら、「目録」にしかみえない家臣たちの理解にかかわる事象である。

4 在敦賀と在上方

蜂屋氏、下河原氏については原則敦賀に在って吉継の敦賀領知を支える役割に任じたことを、以上述べてきた。便宜、彼らのような家臣（群）を在敦賀グループと呼ぶ。

「文書」で実績を確認できる家臣のなかで、吉継書状の充所として検出される事例をもつ家臣を中心に、在敦賀グループと認定しておきたい。

しかし、吉継本人は多く上方に在ったから、家臣のなかにはいわば在上方グループも存在したはずである。

90 若林五左衛門尉は、「文書」に明らかなように、吉継の取次・奏者のような役割を果たしている。吉継書状に「尚五左衛門可申」（なお五左衛門申すべし）とあるのは、若林が口上を携えた使者として書状を届ける役となる、あるいは添状を整えて、吉継の書状とともに若林の使者に届けさせたことを示す。若林は在上方の家臣である。

また、「文書」で敦賀領知にかかる文書に署判を加える実績が確認できる家臣のなかにも、在上方、ないし、上方と敦賀を随時往還する家臣もあつたはずである。若林もまた上方に軸足を置きつつ、吉継書状を携えて敦賀を訪れることがあつたと考えられる。

49 寺田久左衛門尉は、長岡（細川）忠興室（洗礼名ガラシヤ、秀林院）付きの侍女（「御年寄分」）「おく」の娘を妻としていた。こうした縁故も在上方を前提として考えられるとすれば、寺田もまた在上方を常としていた可能性が高い。²⁰

以上のように、吉継の家臣団については原則在敦賀を常とするグループと、在上方を常とするグループの存在を想

定できるが、それは決して固定的なものではなく、随時敦賀と上方を往還することを含め、ゆるやかな分類としてとらえておくのが穏当のようである。

この章の最後に表2を掲げる。「目録」に示される給分（知行高）の上位十人である。「目録」はあくまで加増地における給分を示すから、これがそのまま吉継家臣団における格付とは読めないが、下河原二人、蜂屋三人がみえる。それぞれ初期段階からの吉継家臣で、経歴からみても指導的立場にあったと推定される。これが在敦賀グループに属することも、家臣団構成の特質として重要である。

表2「目録」知行高上位 10人

家 臣 名	知 行 高 石 / 斗 升 合
下河原宗右衛門尉	3107/994
蜂屋市兵衛	2212/419
蜂屋又兵衛(近勝)	2150/260
高橋次郎兵衛	1119/950
佐藤小安右衛門尉	1000/000
井口六左衛門尉	879/542
蜂屋右京進(隆長)	759/999
新城新左衛門尉	699/542
古川太郎衛門尉	599/981
松原孫右衛門尉	550/000

三 関ヶ原合戦と吉継家臣

1 「軍記類」にみえる家臣たち

第二の論点について考える。

表3として「軍記類」にみえる家臣を一覧にした。表1のアレンジ版である。「軍記類」により人数、姓名表記に異同がある場合は「軍記類」の種別を示す記号の後に表記のまま記載した、26番見を「水田見」とするなど明らかな誤写・誤読も含まれている。また、近似する姓名がみえる場合も掲載した。

すでに紹介した37下河原宗右衛門尉、56蜂屋市兵衛を除くと、「文書」にみえるものが三人、「目録」にみえるものが六人である。

「文書」については、軍陣にかかる文書ばかりである。

25閑斎の「文書」は、朝鮮出兵の折の幸州山城の合戦で殿を勤めた毛利元康に充てた吉継書状で、慰労と元康配下の消息を問う内容であるが、書中に元康が吉継陣に戦況報告に來た折に閑斎が対応し、閑斎から報告内容を伝達されたことが述べられる。吉継は撤退戦に疲労し、黒田長政陣において元康の報告をうけられなかったことを書中で詫びている。²⁴

51中小路一元の「文書」は、朝鮮に従軍中である中小路が博多の神谷宗湛にあてて自身の無事と吉継の動向、現地の戦況を伝えた書状である。

表3 「軍記類」にみえる家臣

	大谷吉継家臣	軍 記 類 K 慶長見聞書 G 慶長軍記 T 関原軍記大成	目 録	その他の文書・古記録 文書名(内容) (→充所/史料名)
			石/斗升合	
1	朝倉権内	T 朝倉権内		
6	池澤小七郎	K 池澤小七郎 GT 池澤七郎兄弟		
9	岩根伝五	K 岩根伝五郎(木の芽固)	150/700	
10	上野某	KGT 上野		
15	岡田某	KGT 岡田		
25	閑斎	K 閑才堅者 G 閑斎堅者		文禄2/1/18 大谷吉継書状(幸州山城合戦) (→毛利元康/厚狭毛利家文書)
26	沓見某	KT 沓見 G 水田見		
29	佐久間助右衛門尉	KGT 佐久間勘右衛門	150/000	
34	嶋左京	K 嶋左京亮(「大学手」)	100/000	
37	下河原宗右衛門尉	K 下河原宗右衛門 G 下河原宗右衛門尉 T 下河原総左衛門尉	3107/994	天正19/6/28 大谷吉継判物案 (地子免除) (→下河原宗右衛門尉/西方寺文書)
41	瀬川又市	T 瀬川又市		
46	瀧川彦兵衛	T 瀧川彦兵衛		
47	田辺某	KGT 田辺		
51	中小路弥一郎一元	KGT 中小路		(天正20)8/29 中小路一元書状 (吉継京より 朝鮮に出陣、「大谷刑部内」 「高麗」と) (→はかた宗老(神谷宗湛)/小早川家文書)
55	橋本久八郎	K 橋本久八郎(大学手)		
56	蜂屋市兵衛	(敦賀城代)	2212/419	
62	日置某	K 日置(七里半固)		
63	疋田覚左衛門	KG 疋田覚左衛門(K 大学手)		
64	疋田某	K 疋田(七里半固)		
66	平子清右衛門	K 平子清右衛門 GT 平子清兵衛		
68	藤野角左衛門吉久	K 藤堂 GT 藤野		天正18/10/20 仙北大森郷年貢納状 (→色部長貞/色部文書)
69	古川太郎衛門尉	K 古川太郎大夫 GT 古川太郎兵衛	599/981	
71	牧三左衛門尉	KGT 牧村三左衛門	399/970	
75	三浦喜太夫	T 三浦喜太夫		
78	水野仁右衛門	T 水野仁右衛門		
79	村来小三郎	K 村来小三郎 GT 村木小三郎		
82	森七九郎	KGT 森七九郎		
84	湯浅五助	K 岩田五助 GT 湯浅五助		
91	若林八兵衛	KG 若林八兵衛 T 若村八兵衛	199/995	

68 藤野吉久の「文書」は、上杉氏の重臣色部長真にあてた仙北郡大森郷年貢の渡し状である。奥羽仕置もまた軍陣である。

うまくいきすぎている感もあるが、この三人は関ヶ原合戦に従軍し戦死した可能性が高い。

次に、「目録」にみえる六人である。37下河原宗右衛門尉が先陣でどのような立場であったか「軍記類」に言及はないが、大谷軍の筆頭に記載されていることは、一応の意味があるのかもしれない。

『慶長軍記』では、「下河原宗右衛門・牧村三左衛門・閑斎堅者、若林八兵衛・村木小三郎・古川太郎兵衛・平子清兵衛・池澤七郎兄弟、佐久間勘右衛門・上野・岡田・藤野・中小路・田辺・杳見・森七九郎以下百余人」とある。

ただ、この記載順と「目録」にみえる知行高との関係はないようである。また、姓名が記載される者と姓のみ記載の者との関係も「目録」との照合からは解明できない。

また、「軍記類」にしかみえない家臣は一八人いる。

2 湯浅五助の場合

関ヶ原合戦に取材した軍記・合戦記が語る「大谷吉継の

最期」に登場し、吉継の介錯をつとめ、さらに首を隠し終えて、藤堂高虎配下の武將に打ち取られる湯浅（岩田）五助の名は人口に膾炙している。ただ、介錯したのは五助であるが首を隠したのは75三浦喜太夫と記す軍記もある（関ヶ原始末記など）。しかし、湯浅五助は「目録」にも「文書」にもみえない。「軍記類」にしかみえない家臣の一人である。

この湯浅五助について、『板坂卜斎覚書』（『慶長年中卜斎記』『慶長年中記』などの異称あり）の関ヶ原合戦直後の記事に、湯浅五助の素性に触れる一文がある。⁽²⁵⁾

【史料3】

此五助ハ関東牢人、馬のりにて刑部少輔馬屋別当、小身なるもの、其上新参者、三十餘なるものなり、（中略）刑部少輔家来の者生捕たるもの語候、五助とは岡部小右衛門、富永主膳、井田六兵衛など知音にて、常々寄合語り候、いかにも静に物もらか成よき者と申されし也、夫ほと主人の用に立申候、

五助は「関東牢人」で馬乗りを得意とし大谷吉継（刑部

少輔)の馬屋別当(主幹)となった。小身(身分、家格が低い)で(吉継家臣のなかでは)「新参者」である。年齢は三十歳を超えたあたり、生け捕られた大谷の家臣が言うには、五助は岡部小右衛門・富永主膳・井口六兵衛らと知音で、(彼らと)常々寄り集まっては話をしたが、たいへん物静かで柔和な性格であったという。だからこそ、(この合戦で)主人の役にたつ働きをした、という内容である。

ここにみえる岡部小右衛門は実名吉正。小田原北条氏の重臣松田氏に仕えたが、北条氏滅亡後は徳川家康に仕え、江戸時代は旗本となった人物である。富永主膳は実名重吉。やはり小田原北条氏の家臣で北条氏滅亡後は家康に仕え、江戸時代は旗本となった。井田六兵衛は経歴こそ未詳ではあるが、上総の国衆で小田原北条氏に属した井田氏があり、六兵衛もまた北条氏滅亡後家康に仕えた旧北条氏家臣の一人であったと推測される。

史料冒頭にある「関東牢人」とは、ここでは北条氏滅亡により主家を失い「牢人」となった旧北条氏家臣を指している。湯浅五助も岡部・富永・井田らと同様、主家を失い一時は「牢人」したが、いかなる縁であったか、吉継に仕官したことになる。

さらに「小身なるもの、其上新参者」というところに注目すれば、五助は関ヶ原合戦(慶長五年九月)をさほど遡らない時期に仕官した可能性も考えられる。

ちなみに、「軍記類」が載せる奮戦する大谷軍の人数をみると、『慶長見聞書』は一八〇人、『慶長軍記』は一〇〇余人、『関原軍記大成』は二一〇人余と記している。しかし、関ヶ原合戦に臨んだ大谷吉継の軍勢を一五〇〇とする史料もある。²⁶⁾

表1に掲げた九三人との数の差、「軍記類」にしかみえない一九人の問題と合わせて、吉継家臣の構成を考えると、平時の家臣と非常時(戦争)の家臣という枠組みを構築する必要があるだろう。

湯浅五助の場合、この非常時(戦争)に臨んで募られた、仕官を受け入れた家臣の一人という理解が穏当で、それ故に五助は「目録」に現れることなく「小身なるもの」のまま合戦で命を落としたのではなかったか。²⁷⁾

「軍記類」にのみみえる家臣のなかには、湯浅五助のように事実上戦闘要員として備えられた者たちが含まれていることを認識しておきたい。

3 佐藤小安右衛門尉の場合

「目録」のみにみえる家臣の一覧を表4として掲げた。彼らがいつ吉継の家臣となり、家臣としてどのような実績、経歴を有し、関ヶ原合戦には参戦したのか、その生死は、といった情報を得られない家臣たちの一覧ということになる。比較的豊富にのこったともいえる「文書」掲載の文書群ではあるが、すべての家臣の実績、経歴を示せるまでには至らず、また「軍記類」の著者たちも彼らの末路を記せなかったということである。

しかも三九人あり、全九三人の四割ほどを占める。史料のこのり方はそのようなものかもしれないが、第三の論点として、「目録」にしかみえない家臣たちについても、敦賀領知から関ヶ原合戦に至る時間軸に彼らを位置づけ、評価していくことも本稿の課題である。

まず注目すべきは、表2で示した「目録」知行高上位十人のうち、二人が表4にみえることである（太字）。このうち32佐藤小安右衛門尉は千石余の知行高で、吉継家中で無役（実績なし）などということは考えられない。同じく表2にみえる40新城新左衛門尉も同様である。

また、38下河原平右衛門尉（太字）は、先に詳説した37

下河原宗右衛門尉の親族である可能性があるが、五百石余の知行高でこれも無役ということはないだろう。72松原孫右衛門尉も同様である。

さしあたり、「目録」に載せられた知行高が、各家臣の実知行高ではないではないけれども、吉継家臣たちはそれぞれ知行高に相応の役につき、職務と責任を負わされていたと考えておきたい。

次に彼らは関ヶ原合戦に従軍・参戦したのかという問題である。

蜂屋一族の場合は、敦賀城代との伝もある蜂屋市兵衛（表2で二位）、吉継の越前下向に臨んで軍費の支出にかかわった蜂屋隆長が敦賀に留まったことがわかる。また表3に、9岩根伝五は「木の芽固」、62日置某・64正田某は「七里半固」とあるように、「軍記類」の記事ながら、敦賀郡の境目の守備にあたり、関ヶ原合戦には臨まなかった家臣があったことも知られる。

したがって、表4にみえる家臣たちのなかにも敦賀に留まって軍事に従事し、あるいは上方で吉継邸の留守居や兵站の管理などさまざまな役に従事したものがあつたことは疑えない。

一方、「軍記類」では確認されないものの、近世大名家の記録で関ヶ原合戦に臨んだことが知られる家臣もある。

32 佐藤小安右衛門尉は、関ヶ原合戦を49寺田久左衛門尉とともに戦い、生き残り、その後細川家に仕官したことが

表4 「目録」のみにみえる家臣

	大谷吉継家臣	目録		大谷吉継家臣	目録
		石/斗升合			石/斗升合
2	天野弥左衛門尉	448/920	42	関宗印	200/000
5	池源喜兵衛	199/979	45	高橋七左衛門尉	130/000
7	石寺五郎右衛門尉	250/089	48	谷ノ武介	200/000
11	梅野久次	150/000	53	中津海新介	200/000
13	大田文大夫	300/014	54	成田勝左衛門尉	200/000
14	大津八郎右衛門尉	400/000	59	服部甚太郎	150/000
16	奥田半右衛門尉	150/000	60	林作蔵	150/000
17	小河平四郎	200/084	61	林伝太郎	150/000
18	押角右衛門尉	200/000	65	日祢野久介	200/000
20	柏原新四郎	150/000	67	広野与三右衛門尉	169/674
21	加藤又八	199/979	70	前嶋四郎左衛門尉	150/000
23	河崎十大夫	530/000	72	松原孫右衛門尉	550/000
24	河本与十郎	150/000	73	松原弥右衛門尉	200/000
28	小林忠右衛門尉	149/900	74	馬淵加右衛門尉	499/995
31	佐久与吉	198/755	76	三毛弥二郎	250/000
32	佐藤小安右衛門尉	1000/000	77	三屋理介	100/600
33	嶋喜四郎	299/970	80	森勝兵へ	401/266
35	清水久兵へ	399/930	81	森兵右衛門尉	250/000
38	下河原平右衛門尉	500/070	83	山下作右衛門尉	300/000
40	新城新左衛門尉	699/542			

知られる。⁽²⁸⁾

振り返れば、吉継の敦賀領知開始にあたり家臣となった者たちのなかには、蜂屋一族や下河原のように主家を失い流浪の危機に瀕した者たちの姿もあった。小田原北条氏配下から「牢人」した末に吉継に近侍する武人となった湯浅五助もまた同様の事例である。湯浅の経歴を語ったという「刑部少輔家来の者生捕たるもの」もまた岡部や富永・井田らと知音であったとすると、彼もまた「牢人」の末に吉継のもとにたどり着いたのかもしれない。

合戦で敗れ、主家を失い、「牢人」となっても、合戦の勝者がこれを受け容れていくシステムが、武家社会のなかには生きていたのであろう。

事実上一代で廃絶した豊臣大名大谷家もまたその武家社会のシステムを受容し、「牢人」を仕官させ家臣の一員とした。そもそも吉継自身が孤独な幼少期を過ごした可能性があり、母親とともに秀吉の庇護をうけるまでの境遇には不明な点が多い。

佐藤や寺田の前歴が「牢人」であったか不明であるが、大谷家の廃絶によって主家を失い「牢人」の境遇に一時甘んじることがあっても、関ヶ原合戦の勝者たる細川家や京

極家に再仕官できたのである。

佐藤・寺田のように関ヶ原合戦で生き残り、近世大名家に仕官した吉継家臣は他にもあったと想像される。

おわりに

もとより限られた史料を使つての叙述ではあったが、大谷吉継の家臣団の構成について、その歴史的経緯と構造的性質を紐解いてきた。²⁰⁾

明らかになつたと考えるのは以下の三点である。

まず、吉継の家臣団形成には大きく二段階あり、天正一七年の敦賀領知(二万石)開始にかかる時期の家臣団整備と、天正一八年、小田原陣々奥羽仕置々調整出兵を見越した秀吉の判断による加増(二万七千石余)を機に、家臣団の拡充があり、最終的に関ヶ原合戦に備えた家臣(武力優先か)の獲得によつて家臣団の構成が完成したと考えられることである。

次に、家臣団の構造的性質として、在敦賀、在上方を原則とする緩やかな役割分担(居住形態にもかかわる)があったこと。また、これも緩やかなものかもしれないが、いわ

ゆる算勘衆(奉行人的な家臣たち)と武弁衆(軍人的な家臣たち)の存在(役割分担)は想定でき、とくに関ヶ原合戦に続く豊臣秀吉死後の情勢のなかで、武弁衆の充実が図られた可能性があること。

さらに、当然のことではあるが、家臣団には家格秩序が存在し、これは知行高によつて示され、その家格・知行高に見合う役付けが行われ、在敦賀の家臣たちにより高い家格・知行高が認められることも吉継家臣団の特質と考えられること。以上である。

なお課題は多いが、豊臣大名の一事例研究として、まずは提示しておきたい。

注

(1) 外岡『大谷吉継』(戎光祥出版、二〇一六年)。大谷吉継の経歴に関する以下の叙述はすべて本書による。

(2) 『津田家文書』(金沢市立玉川図書館所蔵)。金沢市立玉川図書館近世史料室所蔵文書データベースで公開されている。

(3) 『宮川源右エ門家文書』(『福井県史』資料編6) 天正一八年五月七日付の知行目録。竖帳。表紙に「大谷形(刑)部少輔殿府中郡知行分惣目録」とあり、村付・村高が記載され、総計二万七千石余が計上されている。ただ、この文書自体

は文禄三年（一五九四）七月一六日に作成された写本であることが本文中に示されている。なお、この目録に給人知行分の記載はない。

令制郡にない「府中郡」については、大谷吉継領のように府中町を中心に複数郡にまたがる領域を総称する呼称と理解されている。

- (4) 『馬場善十郎家文書』（『福井県史』資料編6）。原本は豎帳。表紙に「慶長参年九月吉日／越前府中郡在々高目録／大谷刑部少輔知行分」とある。惜しいことに後半部（総計含む）を欠いている。

なお、前注天正一八年の目録とこの慶長三年の目録では、村付に異同があり、検地後に割り替えがあったことが判明している。この点については『福井県史』通史編・近世を参照されたい。

- (5) 敦賀関係文書については、『敦賀市史』史料編を利用した。原本喪失（戦災等）などの理由により同書に収録されていない文書については、『敦賀郡古文書』（山本元、一九四三年、桑原武夫・私家版）に拠った。その他は表1に掲出した通りである。

- (6) 『慶長見聞書』は、松平文庫本（福井県立図書館保管）を利用した。同書は明治一二年（一八七九）に田安（徳川達孝）家伝来本を松平慶永が筆写し、同文庫に伝来した。慶永が底本とした田安家本も蓬左文庫に所蔵されている。識語によれば、石谷清勝『慶長見聞記』なる書が未完であったのを、

石川忠総（一五八二―一六五一）の仲介で浅羽成儀が慶安（重光／単闕）（割書、辛卯＝四年）弥生（三月）に完成させた書であるという。

国立公文書館にも同名の『慶長見聞書』が所蔵され、文章などはほぼ同じと見受けられるが、こちらは慶長二年（一五九七）から二〇年（一六一五）までの記述があり、松平文庫本は慶長二年から七年まで（島津免許）で終わっている。『慶長見聞書』の書誌学的考察については後日を記したい。

『慶長軍記』は植木悦著、寛文三年（一六六三）の成立。植木は寛文九年に久居藩（藤堂家）に仕官した軍学者である。ここでは、井上泰至・湯浅佳子編『関ヶ原合戦を読む―慶長軍記翻刻・解説』（勉誠出版、二〇一九年）に拠った。

- (7) 『関原軍記大成』は、宮川忍斎著、元禄三年（一六九〇）成立。ここでは、黒川真道編『国史叢書・関原軍記大成』（国史研究会、一九一六年）を利用した。

括弧内に「大学手」とするのは、合戦時に吉継養子大学助（吉治）に従軍していたことを示す。大学助は吉継自刃の後戦場を離脱。大坂の陣で真田信繁とともに戦い戦死したと伝えられる。同じく「七里半固」とあるのは近江から敦賀に至る七里半街道筋の押さえ、「木の芽固」とあるのは敦賀北東部の木の芽峠の押さえにそれぞれ配置されたことを示す。軍記類の記述であるが、敦賀留守居の防衛線形成が想像され興味深い。

- (8) 十二月七日付大谷吉継宛浅野長吉書状（『小宮山文書』、『敦

賀市史』史料編第一卷)。この書状は、新任の吉継に敦賀の商人で前田家御用の高島屋(小宮山)伝右衛門を紹介し目見を依頼するのが趣旨であるが、文末に早々の帰還を求める文言がある。なお、敦賀西福寺に同年十二月日付大谷吉継禁制のこる『西福寺文書』『敦賀市史』史料編第三卷)。吉継の上方不在の始期日を三月とするのは、豊臣秀吉が小田原に向けて京を発つのが三月一日であることによる(『晴豊記』『兼見卿記』など)。

(10) かれら一五人も、おもに敦賀領知に従事した家臣と、奥羽仕置・朝鮮出兵の折に吉継に近侍した家臣とに分けられるように感じられる。ただ、「文書」にみえる実績のみで家臣間の役割分担を論じることには抵抗がある。

(11) 奥羽仕置では上杉景勝・直江兼統らと協働して出羽地域の知行割(検地)を担当し、これに抵抗する仙北一揆を鎮圧するなどして任務を果たしている。また、第一次の朝鮮出兵(いわゆる文禄の役)の折には、石田三成・増田長盛とともに秀吉と前線との取次、現地での軍事指揮などに従事した。

(12) 『高室院文書』(高野山文書刊行会『高野山文書』)。

(13) 関ヶ原合戦の少し前、吉継は徳川家康に与して北陸路を西上する前田利長への備えを整えるため大坂を発ち、敦賀に入るのがこの八月二日前後である。軍事的需要を満たす米であろう。いうまでもないことではあるが、この文書は川舟屋が受け取り、蜂谷に提示したのである。

(14) 『落穂集』(大道寺友山、享保一二年成立)。

(15) 文明一五年(一四八三)の「足利義政東山山莊移徙礼物手日記」(足利義政が東山山莊に引つ越した折の祝儀目録)に、出雲在国の京極政経の代として下河原高盛が正恒銘の太刀と三千疋の銭を届けている(『大日本古文書』蜷川家文書一四〇)。高盛はまた、長享三年(一四八九)九月七日付で近江守護京極政経が近江国清水荘の「名主御沙汰人中」にあてて荘内田地の大徳寺への返還と年貢納入の履行を命じた文書の奉者の一人となっている(『大日本古文書』大徳寺文書二三五八)。ほかにも京極氏関係の文書にしばしば登場する。また、室町幕府の実務官僚であった大館氏が諸方に発する折の書札礼をまとめた『大館常興書札抄』(『群書類従』)には、守護家の「被官衆」への書札礼の記事のなかに、京極氏の「被官衆」の一人として多賀、若宮などと並んで下河原が挙げられている。

(16) 『京極家譜』(『大日本史料』文明二年八月四日条、京極高清没記事)。

(17) 『下間系図』(龍谷大学図書館所蔵。同館貴重資料画像データベースによる)。

(18) この点については、横尾国和「本願寺の坊官下間氏」(『国学院雑誌』七八四、一九七七年)がすでに指摘している。

(19) 『華頂要略・門主伝』『九条幸家日記』などでは「コヤ」の名で記される。前注系図は本願寺坊官下間頼亮室について、「大谷与三右衛門女、大谷刑部少輔妹」と記す。現状で未詳

となっている吉継の父親に関する貴重な情報のひとつである。父親の追究は継続中である。

(20) 『浅井備前守宿所饗応記』（『続群書類従』）。

(21) 『敦賀郡誌』復刊版（臨川書店、一九八五年）利用。

(22) 「敦賀御影堂」は時宗西方寺御影堂のことで、時宗二世他阿真教が敦賀を訪れ氣比社西鳥居と西方寺を結ぶ道を整備したとの伝承をのこし、真教の御影（彫像）がおかれたのでその名称がある。西方寺は『敦賀郡誌』刊行の時点では現存していたが、一九四五年七月の空爆で被災。現在は市内来迎寺境内に移転している。

(23) 『綿考輯録』（肥後熊本藩の家史、藤孝・光尚の四代を扱う、出水神社編、汲古書院、一九八八～九二）。ちなみに同書によれば、寺田は関ヶ原合戦で生き残り、その後京極高知に仕え、大坂の陣で戦死したという。

(24) 奈良大学文学部史学科監修『史料から広がる世界・奈良から世界へ、過去から未来へ』に外岡は「史料としての書状の奥行き」と題する一文を寄せ、この書状を素材に論じている。

(25) 『板坂卜斎覚書』は酒井家文庫本を参照した。

(26) 慶長五年八月四日付真田昌幸・信繁あて石田三成書状に付された「備口人数」と題される陣立書（『真田家文書』）。

(27) 『関原軍記大成』には「知行を得させぬ者まで…討死」との記述もある。

(28) 『綿考輯録』（前掲）。なおこの点については、注（23）に示

した寺田久左衛門尉のその後の経歴とともに、白峰句編著『関ヶ原大乱、本当の勝者』（朝日新書、二〇二〇年）収録の「大谷吉継の戦い」（外岡執筆）で紹介している。

(29) 家臣団というところえ方には筆者もやや躊躇があった。事実上十有余しか存在しなかった大名家である。吉継自身も一代の大名であるし、家臣たちも二世代にわたり主家に仕えることが少なかった可能性が高い。家臣群という表記の方がふさわしいかとも考えたが、形成過程や構造を論じるという課題設定では、やはり家臣団という表現が適切と判断した。